

公益社団法人 愛媛県建築士会会長 様  
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会会長 様  
一般社団法人 愛媛県中小建築業協会会長 様  
一般社団法人 愛媛県建設業協会会長 様  
公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会会長 様  
公益社団法人 全日本不動産協会愛媛県本部本部長 様

土 木 部 長  
(公印省略)

「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可取り扱い基準」の  
改正について (通知)

平素より建築行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可取り扱い基準」については、平成 30 年 10 月 10 日付け 30 建第 1135 号にて通知しているところですが、建築基準法施行規則の一部を改正する省令 (令和 5 年国土交通省令第 93 号) の施行に伴い、今般、標記基準を改正したので通知いたします。

記

1 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

2 改正概要

【基準 4】 規則の改正に伴う注意書きの変更

【基準 5】 幅員 1.8m 以上 4 m 未満の通路に関する許可基準の合理化

- ・ 通路幅の確保及び良好な市街地形成のため、新築を認める。ただし、4 m 未満の通路であるため、用途規模は制限する。  
(用途) 一戸建て住宅、法別表第二(イ)項第二号に掲げる用途、個人が利用する自動車車庫、農林漁業用倉庫又は特殊な用途の公共施設等  
(規模) 地階を除く階数が二以下 (特殊建築物となるものを除く。)
- ・ 許可対象通路にのみ接している敷地は、建築時に本許可により後退するため、拡幅同意を得る対象から除外する。
- ・ 同意が得られない場合 (※) を考慮して、申請建物は防火措置とすることを条件に、拡幅同意が無くても建築を可能にする緩和措置を設ける。  
※権利者に通路拡幅の必要性を説明した上でやむを得ず同意が得られない場合

【基準 6】 幅員 1.5m 以上 1.8m 未満の通路に関する許可基準の合理化

- ・ 「通路拡幅同意」及び「基準法上の道路から 35m 以内」の要件を撤廃。より厳しい防火措置を条件に 35m 以上の建て替えも認める。